

長岡聾学校いじめ防止基本方針

改訂 平成29年 7月12日

1 いじめに対する基本的な考え方

当校では、全ての児童生徒が、安心して学校生活を送り、様々な活動に積極的に取り組み、自分の力を高めていくことができるように、よりよい人間関係づくりや円滑なコミュニケーション、社会性の育成などに努め、いじめ等の防止に学校全体で取り組んでいく。

いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであるという基本に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に全職員が認識を共有して取り組む。

いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

2 いじめ防止等のための取組方針

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

- ①校長、教頭、生徒指導主事、各学部主事、舎務主任からなる「いじめ防止対策・人権教育・同和教育委員会」を設置する。
- ②委員会は、いじめ等の対応として、必要に応じて開くとともに、学期ごとに定例会を開催し、現状や指導について情報交換を行い、共通理解を図る。
- ③保護者対象の学校評価アンケートの項目として「いじめ見逃しゼロスクールの推進」をあげ、評価をしてもらう。また学校評価委員会で1年間の取組を報告し、評価をってもらう。
- ④いじめアンケートや学校評価を活用して学校の実態を把握し、取組の見直しを年度末に行う。（PDCAサイクルによる見直し）
- ⑤校内研修等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともにいじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。なお、研修等の内容には自殺防止も含める。（実施月はいじめ防止プログラムに記載）

3 いじめ防止のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①環境づくり（いじめゼロスクール集会。生徒指導だより等による啓蒙活動。児童生徒とその保護者との信頼関係づくり。相談しやすい雰囲気づくり）
- ②児童生徒の理解（学校生活全般における見取り。日常的な職員間での情報交換）
- ②学部・学級づくり（安心できる居場所を提供）
- ③授業や諸活動への主体的な参加（個々の児童生徒の実態に応じた指導）
- ④コミュニケーション能力や社会性の育成（運動会、文化祭における他学部との交流、他校との交流、授業、特別活動、行事、総合的な学習の時間）
- ⑤情報モラルの育成（児童生徒…学部朝会、授業。保護者…保護者説明会、生徒指導だより）
- ⑥道徳教育の充実（教育計画P28 道徳教育全体計画）
- ⑦人権教育・同和教育の充実（教育計画P31 人権教育・同和教育全体計画）

(2) いじめの早期発見のための取組

- ①いじめ相談・相談窓口の設置（窓口 幼小教務室〔教頭〕・中高教務室の電話〔生指主〕）
- ②年2回いじめアンケート、生活アンケートの実施
- ③担任との教育相談（面談）の実施・個人票による記録保管
- ④日常的な児童生徒の観察
- ⑤教職員間での情報交換
- ⑥保護者との懇談や連絡ノートの活用
- ⑦県委託業者によるネットパトロールの活用（ネットいじめ見逃しゼロ事業）
- ⑧外部相談窓口に関する情報提供

(3) いじめの早期解決のための取組

- いじめの相談・いじめの通報
- ①速やかに管理職に報告する。
 - ②「いじめ防止対策・人権教育・同和教育委員会」を開き、管理職がリーダーシップをとって今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。
 - ③いじめを受けた児童生徒の安全を最優先に考えて聞き取りを行い、正確な状況把握に努める。
 - ④いじめを受けた児童生徒に対する支援（被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応）
 - ⑤いじめを行った児童生徒への指導（教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導）
 - ⑥いじめを受けた児童生徒の保護者への対応
 - ⑦いじめを行った児童生徒の保護者への対応
 - ⑧その他の児童生徒に対する対応（傍観者にさせないための指導。「いじめは許さない」という毅然とした姿勢を示す）
 - ⑨いじめ解消に向けては全教職員の共通理解と保護者の協力、またSC、SSW、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで対応に取り組む。
 - ⑩いじめが解消した後も再発を防ぐために継続的な観察、支援、保護者との連絡を行う。

4 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した場合には、直ちに初期調査を実施し、速やかにその結果を県教育委員会に報告する。
- ② 県いじめ防止対策委員会が行う調査に、積極的に資料を提供する。また、調査結果を真摯に受け止め、再発防止に主体的に取り組む。

重大事態の意味

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
- ③ その他、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

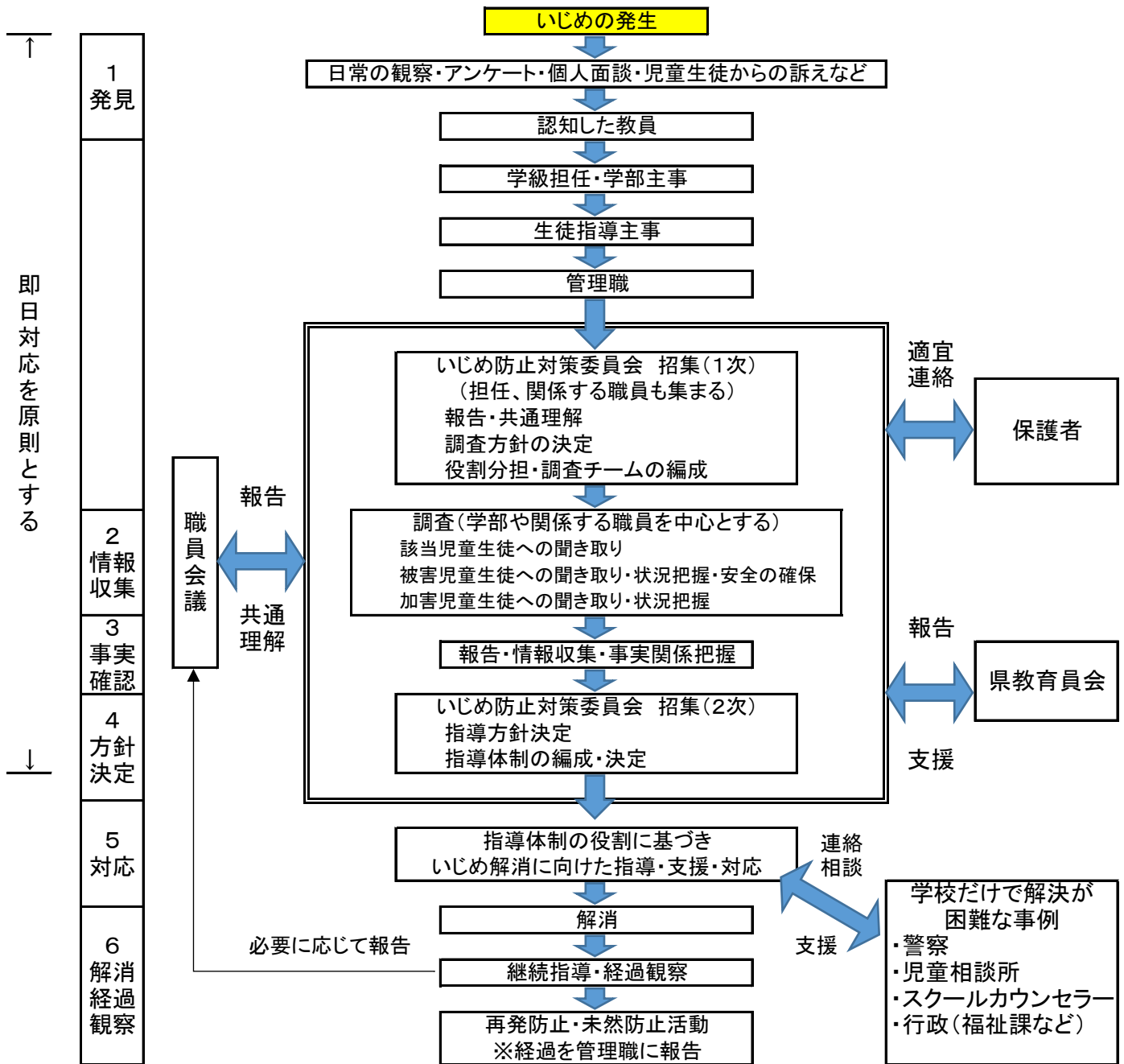
5 いじめ防止のための取組 (いじめ防止プログラム)

いじめ防止対策・人権教育・同和教育委員会

月	学校行事等	学部	内容
4月	学部会(情報交換) 第1回いじめ等対策委員会	幼	学部の取組(リズムの時間:みんなと握手をして仲良くなろう、歓迎会)、他園との交流(交流保育)
		小	学部の取組(小学部朝会:生活のめあて『友達と仲良く元気に遊ぼう』)
		中	学部の取組(中学部朝会:学校生活)
		高	学部の取組(高等部朝会:学校生活)
5月	学部会(情報交換) 運動会	幼	学部の連携(運動会)、他園との交流(交流保育)、学部の取組(あいさつをしよう、月のめあて、集会にて指導)
		小	学部の連携(運動会応援練習)
		中	学部の連携(運動会応援練習)
		高	学部の連携(運動会応援練習)
6月	学部会(情報交換) 第2回いじめ等対策委員会 いじめ見逃しゼロスクール集会	幼	他園との交流(交流園学校参観日)、他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(山古志小学校)、小学部朝会(きまり・やくそくを守ろう)
		中	授業:道徳(協力)、学部の連携(球技大会)
		高	学部の取組(高等部朝会:SNSについての指導)、学部の連携(球技大会)
7月	学部会(情報交換) 職員研修(自殺未然防止)	幼	他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(中島小学校)、学部の取組(学校生活アンケートの実施(児童対象))
		中	地域交流ボランティア(高齢者福祉センター)、他校との交流(東中学校)、他校との交流(北ろう体)
		高	学部の取組(いじめに関するアンケート(1回目)、教育相談)、他校との交流(北ろう体)
8月	学部会(情報交換)	幼	他園との交流(交流園への訪問)、他園との交流(交流保育)
		小	
		中	
		高	
9月	学部会(情報交換) 地域の声を聞く会 いじめ見逃しゼロスクール集会	幼	学部の取組(なかよくあそぼう、月のめあて、集会にて指導)、他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(中島小学校)、小学部朝会(やさしい言葉づかい)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
		中	他校との交流(東中学校)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
		高	異年齢交流(新潟大、新潟医療福祉大、新潟青陵大)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
10月	学部会(情報交換) 文化祭 全校朝会(校長講話)	幼	他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(中島小学校)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
		中	授業:道徳(他者理解)、学部の連携(球技大会)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
		高	学部の連携(球技大会)、いじめ見逃しゼロ県民運動(標語、ポスター制作)
11月	学部会(情報交換)	幼	他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(中島小学校)、学部の取組(小学部朝会:けじめのある生活をしよう)
		中	学部の連携(球技大会)
		高	他校との交流(栃尾高校)、学部の連携(球技大会)
12月	学部会(情報交換) 人権同和研修会(職員対象) 第3回いじめ等対策委員会	幼	学部の取組(ものをたいせつにしよう、月のめあて、集会にて指導)、他園との交流(交流保育)
		小	学部の取組(お話会)
		中	授業:道徳(葛藤)
		高	他校との交流(栃尾高校)
1月	学部会(情報交換) 職員研修(いじめ未然防止)	幼	他園との交流(交流保育)
		小	学部の取組(小学部朝会:からだを動かして元気に遊ぼう)
		中	学部の連携(語る会、弁論大会)
		高	学部の連携(語る会、弁論大会)
2月	学部会(情報交換)	幼	学部の取組(心の中のオニ、豆まきに関わっての指導)、他園との交流(交流保育)
		小	他校との交流(中島小学校)、学部の取組(心の中のオニ、豆まきに関わっての指導)(学校生活アンケートの実施(2回目))
		中	学部の取組(校外学習)
		高	学部の取組(いじめに関するアンケート(2回目)、教育相談)
3月	学部会(情報交換) 第4回いじめ等対策委員会	幼	学部の取組(発表会、お別れ会)、他園との交流(交流保育)
		小	学部の取組(卒業進級をみんなでお祝いしよう、なかよく遊ぼう)
		中	学部の取組(卒業進級を祝う会)
		高	学部の取組(卒業生を送る会)

いじめが起こった場合の組織的対応の流れ

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込み対応するのではなく、学部及び学校全体で対応することが原則です。一人で抱え込み対応することは、思い込みや配慮に欠ける対応になりやすく、より児童生徒をつらい状況に追い込み、保護者とのトラブルに発展してしまう場合もあります。



留意事項

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切なことから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識のずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。